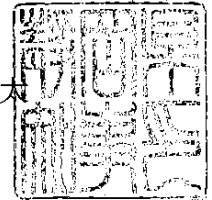




環 生 第 112 号
平成 29 年 6 月 19 日

掛川風力開発株式会社
代表取締役社長 松島 聡 様

静岡県知事 川勝 平太



「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査計画書」
に関する意見について

平成 29 年 5 月 23 日付けで送付された標記事後調査計画書に対し、静岡県環境影響評価条例第 44 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地から別紙のとおり意見を述べます。

担 当	くらし・環境部 環境局 生活環境課 環境影響評価班
電話番号	054-221-2268
FAX 番号	054-221-3665
E-mail	seikan@pref.shizuoka.lg.jp

「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査計画書」

に関する意見について

平成 29 年 6 月

静岡県

はじめに

本事業は、掛川風力開発株式会社が、掛川市沖之須周辺において、総出力 13,800kW (2,300kW 級の風力発電設備を 6 基設置) の風力発電所を新たに建設するものであり、その周辺では、既に多くの風力発電所が稼働している。

本事業を実施しようとする区域（以下「事業実施区域」という。）は、掛川市の南部、遠州灘沿岸に位置し、全域が遠州灘鳥獣保護区（渡り鳥の集団渡来地）に含まれるほか、アカウミガメの主要な産卵地として知られ、白砂青松の砂丘地帯が続く御前崎遠州灘県立自然公園に隣接するなど、自然環境の豊かな地域である。

一方で、事業実施区域の北側には、国道 150 号が通っており、その周辺には、住居、保育所等が存在していることから、生活環境についても配慮が必要な地域である。

以上のことから、これらの環境を保全するため、事後調査の際には、環境への影響が生じていないかを適切に調査するとともに、あらかじめ調査、予測及び評価した内容と相違がないかを十分に把握し、必要に応じて、追加の環境保全措置を講じることで環境に及ぼす影響の回避及び低減に努めていただきたい。

I 全般的事項

- 1 工事中及び供用後において、現段階で予測し得ない環境への著しい影響が確認又は懸念された場合には、専門家の指導及び助言を得ながら状況を把握し、追加の事後調査を実施すること。また、必要に応じて、環境保全措置を講じること。
- 2 事後調査の結果については、追加の事後調査及び環境保全措置の内容を含めて、事後調査報告書により公表すること。

II 個別事項

1 騒音・低周波音

風向及び風速により影響範囲に不確実性を伴うことから、調査時期及び回数について再検討すること。また、環境影響評価書における予測結果と事後調査の結果とを比較検証し、その結果を事後調査報告書により公表すること。

2 景観

主要な眺望点からの垂直見込角が10度以上となる風車については、住民や近隣施設の利用者が圧迫感を受ける可能性があることから、事後調査を実施するとともに、必要に応じて、追加の環境保全措置を講じること。

3 シャドーフリッカー

調査地点のほかにも年間30時間かつ1日30分を超えて影響がある住宅等が存在していることから、調査地点を追加するとともに、必要に応じて、追加の環境保全措置を講じること。